

NPO 釜ヶ崎

野宿生活者の就労機会拡大・居住・生活の安定のために、私たちは努力します。

特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋 1-5-4
TEL06(6630)6060 E-mail: npokama@npokama.org http://www.npokama.org

「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(案)」—公表される 意見募集中(パブリックコメント)

平成14年8月に成立した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、厚生労働省は「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(案)」を策定し、7月1日に公表しました。3日より厚生労働省のホームページにも公開され、基本方針に対する意見(パブリックコメント)を募集しています。パブリックコメント終了後、各省正式協議を行い、31日には告示して官報掲載の予定となっています。

皆様、是非ホームページで基本方針(案)に目を通して頂き、パブリックコメントを厚生労働省までご提出ください。募集は次頁の要領で、期限は7月24日必着となっています。

(基本方針(案)掲載ホームページ: <http://www.nhlw.go.jp/public/bosyuu/iken/p0703-1.htm>)

紙面の都合上、全文を掲載できないため、厚生労働省が公表した「概要」を以下に掲載します。

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(案)の概要 平成15年7月

1. ホームレスに関する現状
 - (1) ホームレスの現状(ホームレスの実態に関する全国調査結果(H15)より)
 - ① ホームレスの数
 - 約25,000人(大阪府7,757人、東京都6,361人)、全ての都道府県でホームレスを確認
 - ホームレスが確認された581市町村のうち、10人未満の市町村が7割弱
 - ② ホームレスの生活実態
 - 年齢: 平均年齢55.9歳で中高年層が大半
 - ホームレスとしての期間: ここ1年間でホームレスとなった者が約3割
 - ホームレス化の理由: 「仕事が減った」が35.6%、「倒産・失業が

32.9%」

- 健康状態：身体不調を訴える者が5割弱、うち7割弱が未治療
- 自立希望：働きたい者が5割、今のままでいいという者が1割強
- 行政への意見・要望：仕事関連が3割弱、住居関連が1割弱

(2) ホームレス対策の現状

H11.5のホームレス問題連絡会議でまとめられた「ホームレス問題に対する当面の対応について」に基づき施策を実施



- ホームレス以外にも対象とした一般対策（雇用施策等）
- ホームレスに特化した対策（自立支援事業等）
- 法律制定を踏まえ実施した15年度新規事業（総合相談事業、ホームレス等試行雇用事業等）

2. ホームレス対策の推進方策

【基本的な考え方】

- ホームレスの類型や背景を踏まえた、総合的かつきめ細かな対策が必要

※ホームレスの類型：「就労する意欲はあるが失業状態」、「医療・福祉等の援護が必要」、「社会生活を拒否」

- ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本
→就業機会の確保が最重要、その他居住の場所の確保等が重要

「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（案）」への意見の募集

1 募集期限：平成15年7月24日（木）必着

2 提出方法：ご意見等は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。なお、提出していただくご意見には、必ず「ホームレス基本方針について」と明記して提出してください。

○電子メールの場合：電子メールアドレス：hl-ki_honhoushi_n@hlw.go.jp
厚生労働省社会・援護局地域福祉課あて（ファイル形式はテキスト形式でお願いいたします。）

○ファクシミリの場合：ファクシミリ番号：03-3592-1459 厚生労働省社会・援護局地域福祉課あて

○郵送の場合：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省社会・援護局地域福祉課あて

3 ご意見等の提出上の注意：ご意見等は日本語に限ります。また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名、所在地を記載してください。これらは、公表させていただきますことがありますので、あらかじめご了承願います。

（照会先）社会・援護局地域福祉課
担当：河原、上木 03-5253-1111（内線 2875）

（厚生労働省ホームページより転載）

※野宿生活を前提とした支援は緊急的・過渡的施策

- 地方公共団体は、ホームレス数に応じた適切な施策を実施

(1) 就業機会の確保

- 就業ニーズ等に応じた求人開拓や求人情報の収集及び提供
- 職業相談員によるきめ細かな職業相談等の実施
- 試行雇用の施策等の実施による新たな職場への円滑な適応促進
- 技能講習や職業訓練の実施による職業能力の開発・向上

(2) 安定した居住の場所の確保

- 公営住宅の単身入居制度等の活用
- 低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報提供
- 民間の保証会社等に関する情報提供

(3) 保健及び医療の確保

- 保健所等による健康相談や保健指導等の実施
- 保健所等との連携による効果的な結核対策の推進
- 医療機関における受診機会の確保

(4) 生活に関する相談・指導

- 関係機関・施設の連携による総合相談事業の実施
- 民間団体等と連携した街頭相談の実施
- 精神保健福祉センター等の協力を得ながら、心のケアの実施

(5) 自立支援事業及び個々の事業に対応した自立支援

- 自立支援センターによる、宿所や食事の提供、生活指導、公共職業安定所との連携による職業相談等の実施
- 地方自治体が取り組みやすい事業の見直しの検討
- ホームレスの類型別のきめ細かな施策の実施
- 失業状態→就業機会の確保（職業相談・求人開拓等）
- 医療・福祉等の要援助者→保健・福祉相談、医療機関・施設への入所
- 社会生活を拒否→相談活動を通じた社会との接点確保

(6) ホームレスになるおそれがある者に対する生活上の支援

- 職業相談等の充実強化、技能講習等による技能の付与
- シェルター等による居住の場所の確保
- 街頭相談の積極実施

(7) 緊急に行うべき援助及び生活保護

- 緊迫状態の者や要保護者に対する生活保護による医療扶助の活用
- ホームレスの状況に応じた適切な保護の実施
- 関係機関との連携による自立に向けた支援の実施

(8) ホームレスの人権擁護

- ホームレスに対する差別の解消や

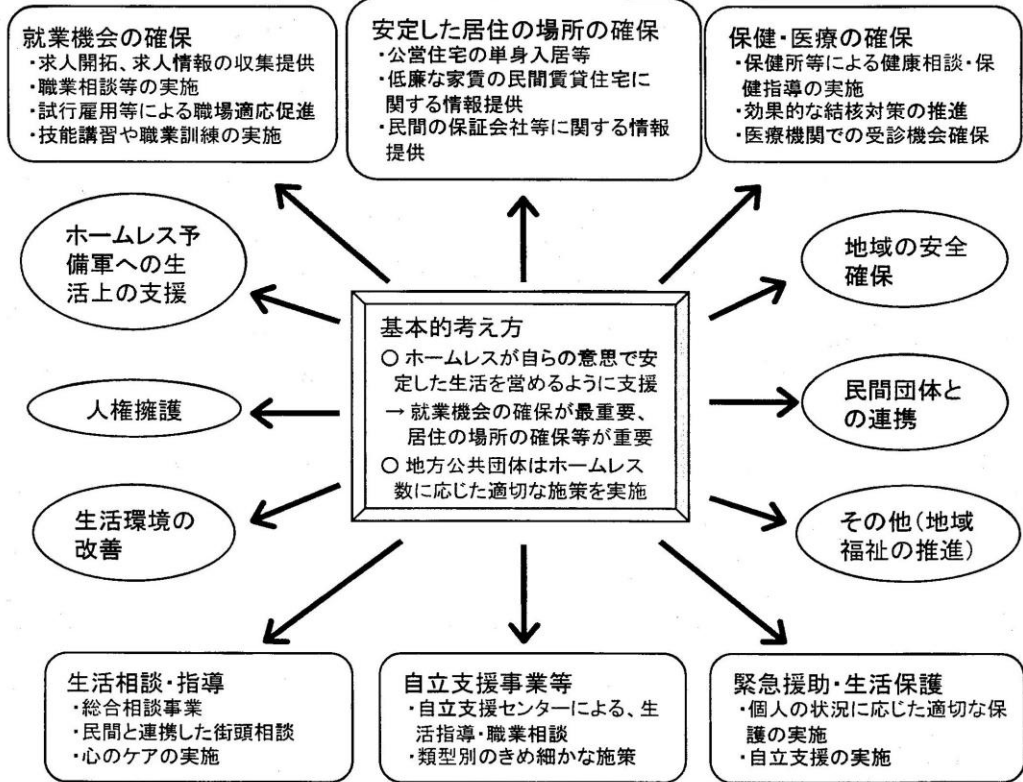
ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(案)のポイント

平成15年7月

【ホームレスに関する現状】

- 全国で25,000人(全都道府県で確認)
- ホームレス化の理由：仕事に伴うものが大半
- ホームレスが確認された581市町村のうち10人未満の市町村が7割弱
- 健康状態：不調5割弱、うち未治療7割弱
- 行政への要望：仕事関連が3割弱、住居関連が1割弱
- 自立希望：働きたい者が5割、今のままでいいという者が1割強

【ホームレス対策の推進方策】(法第8条第2項(第1号～第6号)関係)



【ホームレスが少ない自治体における取組方針】

- 広域的な施策を展開(広域市町村圏や都道府県を中心とした施策の実施)
- 既存施策におけるホームレスへの配慮

【その他】

- 基本指針のフォローアップ
- 対象期間：原則5年、5年経過後見直し(実態調査→評価・意見聴取→見直し)、
- 都道府県等が策定する実施計画の策定指針(法第9条第1項～第3項関係)
- 計画期間(原則5年)、策定・見直し手続、計画に盛り込むべき事項

(厚生労働省作成資料)

人権侵害事案への適切な対応

- ホームレスの入所施設等における人権尊重への配慮

(9) 地域における生活環境の改善

- 自立支援施策との連携を図りつつ、都市公園等の公共施設の適正な利用を確保するため、①施設内の巡視や占拠者への物件の撤去指導等を適宜実施、②必要と認める場合には監督処分等を実施

(10) 地域における安全確保

- ホームレスに対する事件防止等を推進するパトロール活動の強化
- 地域住民に不安を与える事案等について速やかに指導・取締り等を実施
- 緊急に保護が必要な者に対する適切な保護

(11) 民間団体との連携

- 行政・民間団体・地域住民等による協議会の開催
- 民間団体への各種支援の実施
- 事業の委託を行うなど民間団体の能力の積極的な活用

(12) その他

- ホームレスの自立支援やホームレスを生まないための地域社会づくり・地域福祉計画、ボランティアが活動しやすい環境づくり、民生・児童委員活動の充実など

3. ホームレスが少ない自治体における取組方針

- 広域市町村圏や都道府県を中心とした広域的な施策を展開
- 既存施策におけるホームレスへの配慮

4. 指針のフォローアップ及び見直し

- 指針の対象期間：原則5年
- 5年経過後、基本方針の見直し
・実態調査の実施→施策の評価・有識者等からの意見聴取→見直し

5. 都道府県が策定する実施計画の策定指針

- 実施計画の期間：原則5年
- 実施計画の策定手続（現状や問題点の把握、基本目標の明確化、意見聴取等）
- 計画の施策の評価→次期計画の策定
- 計画に盛り込むべき事項

基本方針（案）の概要でもわかりますが、「基本的な考え方」を見ると、「就業機会の確保が最重要」、「その他居住の場所の確保等が重要」とされています。それを受けて、「各課題に対する取り組み方針」の中で（1）就業機会の確保（2）安定した居住の場所の確保について取り組む方針が示されています。前ページの「ポイント」を見ると、就業機会の確保では、「求人開拓、求人情報の収集提供。職業相談などの実施。施行雇用などによる職場適応促進。技能講習や職業訓練の実施」があげられています。

勿論、これらの対策も必要で、これらの対策の実施により、少なからぬ野宿生活者が雇用を確保するという効果を上げ得るものであると考えます。

しかし、「基本方針（案）」でも「常用雇用による自立が直ちに困難なホームレスに対して、清掃業務や雑誌回収等の都市雑業的な職種の開拓や情報収集・情報提供等を行う（第3－（2）一カ）」と項を設けて取り上げられているように、常用雇用による自立が直には困難な野宿生活者が多数存在しています。

「第3－（2）一カ」で書かれていることは、常用雇用による自立が直ちに困難な野宿生活者に対して、居所を提供し、清掃業務や雑誌回収等の都市雑業的な職種に従事することで幾ばくかの収入を得て貰い、収入が、生活保護水準以下の場合には生活保護適用により補うという考え方だと推察されます。

大阪市や大阪府から委託を受けて、清掃や草刈り等で就労機会提供事業を行っている釜ヶ崎支援機構としては、「清掃業務」という文言が入っていることから、行政が仕事を作り提供する「就労機会提供事業」の可能性をそこに読み取りたいのですが、そういう意図を含んだものであるという保証はありません。

都市雑業的な職種の開拓や情報収集・情報提供等も必要なことではありますが、それらは本当に補助的な施策であると思います。確かに、野宿生活者の多くは、

アルミ缶や雑誌を集めては売り、幾ばくかの現金収入を得ていますが、選択肢がほかのない中での選択としての側面が強いことは否めません。しかも、アパート生活などに移行できるに十分な収入を得る可能性も望めません。

野宿生活者の多くが望んでいるのは、働いて自活できる可能性がのぞめる仕事です。釜ヶ崎支援機構を通じて実施されているような、就労機会提供事業が拡大実施されることを期待しているのです。

「就労機会の提供」は、「推察」とか「読み取る」といったことではなく、明確に基本方針の中に書かれるべき事柄であると考えます。

釜ヶ崎支援機構としては、「基本的な考え方」の中に、「就労機会の提供」を組み入れ、取り組み方針の中にも位置づけるように、意見を述べ、要請していく予定です。

7月6日に連合大阪で開催された「あいりん地区問題研究会」でも、「特に就労機会の拡大を求めて厚生労働省宛の意見を各組織、個人で送付する。あわせて連合大阪では鍵田議員など国会議員への再要請を行う。」という申し合わせがなされました。

居宅確保の具体策や「排除条項」などの点についても、意見を出すことにしていますが、「就労機会の提供」について、意見を集中していただければ、幸いです。

実施計画でも、要求していきます。

中之島公園のテントで暮らす人々の姿 ～中之島野営地アンケートから～

2003年6月11～14日、大阪市庁前中之島公園の野営地にて、釜ヶ崎反失業連絡会の協力を得てアンケート調査を実施した。調査は、野営地の炊き出しを利用する野宿生活者を対象として、生活実態に関する簡単なアンケート形式で行った。

野営地では反失連が1日3回の炊き出しを毎日続けているが、調査期間中、1回の炊き出しに集まったのは平均643人で、回答数は501人であった（回答率77.9%）。なお、野営地の反失連テントの収容能力は330人分で、公園内の自前テントを入れると、公園全体で約510人が野宿している。

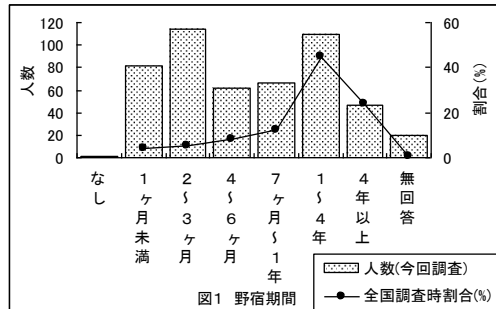
性別・年齢（表1） 中之島公園内で、反失連テントあるいは自前のテントで野宿している人は231人（うち女性4人）で、中之島周辺や市内各所等中之島公園以外の場所で野宿しており、炊き出しだけ食べに来ている人（表1の「その他」）は270人（うち女性4人）、合計501人でほとんど男性であった。また、平均年齢は53歳で、2003年2月の国による「全国調査」での55.9歳や、1999年の大阪府立大学都市環境問題研究会による聞き

表1 性別及び平均年齢

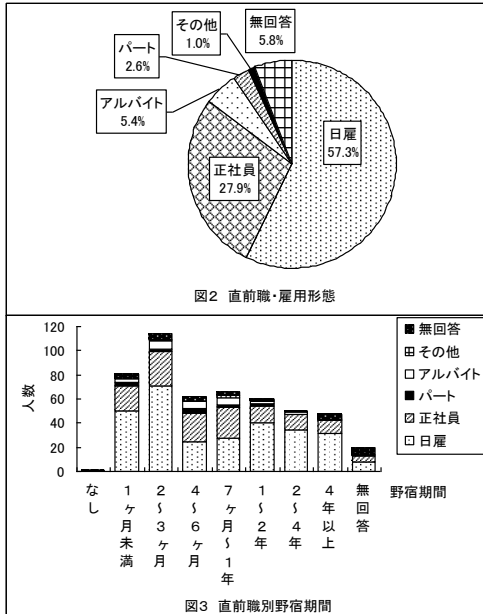
		中之島	その他	合計	割合
人数	男性	227	266	493	98.4%
	女性	4	4	8	1.6%
	合計	231	270	501	100.0%
平均年齢	男性	52.8	53.2	53.0	
	女性	51.3	50.0	50.5	
	合計	52.7	53.2	53.0	

取り調査の55.8歳と比較して3歳近く若かった（23～88歳の分布、最多年齢54歳）。

野宿期間（図1） 野宿期間については、「1ヶ月未満」「2～3ヶ月」といった、野宿しはじめて間もない人が、全国調査の結果と比較して大きな割合を占めていた。全国調査では調査対象者が「定着型」の野宿生活者であったために、野宿期間が長い傾向があったとしている。今回の調査では、野宿への新規流入者が比較的多いことが分かる。



直前職（図2） 直前職については、日雇が286人で全体の57.3%を占めている。日雇の全体に占める割合は、全国調査では35.0%市大調査では64.0%となっており、市大調査よりも低かった。「大阪駅周辺の野宿者層は、非釜ヶ崎的要因が強い」ことを裏付けるものだろうか。また、直前職別に野宿期間を見ると（図3）、1ヶ月未満や2～3ヶ月の短期間の場合では、日雇が大半を占めていることから、4月になり釜ヶ崎の求人が急減したこと



により、日雇労働者が市内各所へ野宿者として流出を余儀なくされ、その一部が中之島に現れていることを意味している。

野宿期間別年齢 (表2) 野宿期間別の平均年齢は、人数の最も多い2~3ヶ月が最も若く(49.3歳)、次いで1ヶ月未満の51.5歳である。野宿期間の短いものが年齢も若いと言える。グループとしてもっとも大きい「日雇」「2~3ヶ月」が平均年齢48.5歳であることが注目される。比較的若く、仕事の多い時期には現役日雇にとどまっていた人々も、春か

ら、梅雨に掛けてのアブレ時期に野宿を余儀なくされることを示している。

収入 (表3・4) 現在の収入源としては、アルミ缶集めの人が多く(162人)、その他特別清掃(80人)が目立った。直前職の時と現在との平均月収は、平均で見ると、現在の収入が直前職の時の10分の1にとどまっている。

表3 現在の収入源

現在の収入源	人数(人)	平均収入(円)
アルミ缶	131	14,741
特掃	56	15,682
アルミ缶+特掃	19	27,611
アルミ缶+その他	12	18,859
特掃+その他	5	44,600
その他	23	34,386
不明	23	20,500
計	269	18,698
アルミ缶合計	162	60.2%
特掃合計	80	29.7%

表4 平均月収の変化

	直前職(a)	現在(b)	b/a
日雇	135,421	15,861	11.7%
正社員	261,955	16,922	6.5%
パート	105,417	14,875	14.1%
アルバイト	117,920	17,937	15.2%
自営	475,000	21,500	4.5%
派遣	60,000	6,000	10.0%
不明	217,970	12,778	5.9%
計	179,343	18,698	10.4%

失業保険・年金 (表5) 失業保険を受給していたのは、57人であった。また、年金に加入していたのは162人、日雇で

表2 野宿期間別年齢

平均年齢	野宿期間									総計
	なし	1ヶ月未満	2~3ヶ月	4~6ヶ月	7ヶ月~1年	1~2年	2~4年	4年以上	(空白)	
日雇		52	48.5	55.2	55	54.9	56.8	55.9	57.4	53.3
正社員		50.1	51.7	53.3	53	47.7	51.9	53.4	56.6	51.9
パート		51.7	46	55.3	57	55.5				53.3
アルバイト		39.3	49	54.3	58.2	51	60.5		41	51.9
自営			47		51	59				52
派遣								46		46
(空白)	57	60.3	49.8	50.3	67.3	61	47	56.5	58.5	56.4
総計	57	51.5	49.3	54.1	55.1	53.3	55.5	55.1	56.7	53

5分の1、正社員で2分の1の加入状況である。平均加入期間は15.3年であった。年金を25年以上かけている人が21人野宿している。その平均年齢は56歳、平均加入年数は30.4年で、年金が受けられる日がくるのを楽しみに頑張っている。

野宿場所 (表6・7) 中之島に炊き出しを食べるために集まっている人が、現在どこを寝場所にしているか、また以前の寝場所がどこであったかを表6に示す。中之島に寝泊りしている人が、その前は

表5 失業保険受給及び年金加入状況

直前職	失業保険 受給人数	年金	
		加入人数	加入期間(年)
日雇	14	63	11.1
正社員	29	78	17.6
パート	3	5	16.3
アルバイト	8	9	19.1
自営業	-	3	21.3
不明	3	4	26.7
計	57	162	15.3

どこに寝泊りしていたかを表7に示す。

野宿場所が西成以外に拡散していることから、梅田や難波等にも宿泊施設の必要性を浮かび上がらせている。中之島の野営地は、民間の力によって行政施策を先取的に実施しているものと言える。

表6 野宿場所 (中之島以外)

(左列:現在の寝場所,右列:以前の寝場所)

炊き出しだけ	人数	小計	現在以前	人数	小計	
門真市	3	4	旭区千林	1	23	
豊中市	1		扇町公園	3		
長柄橋	2	梅田周辺	10			
都島	2	大阪駅周辺	10			
野田	1	京橋	2	17		
天神橋	4	天満	2			
扇町公園	8	桜宮公園	5			
駅前ビル周辺	13	大阪城	4			
大阪駅	16	中之島周辺	4			
阪急梅田	4	78	心斎橋	4		19
西梅田	2		難波周辺	5		
梅田	28		日本橋周辺	7		
北区役所	3		天王寺	3		
京橋	4		西区	2		
桜宮公園	9		西成	21		30
大阪城	8		シェルター	2		
中之島公園周辺	41	西成ドヤ	6			
中央区内	9	西成公園	1			
心斎橋	4	39	芦原橋	1		11
難波	12		東成区	1		
日本橋	13		移動	6		
四天王寺	2		飯場	3		
天王寺	2		家	4		
浪速区内	6		アパート	3		
西成	13		養老院	1	9	
西成労働センター	4		高槻市自宅	1		
シェルター	7		池田市	1		
三角公園	5		門真市	1		
天下茶屋	2	三重県名張市	1			
西区	2	神戸	1			
不定	21	福岡	2			
バス停	1	静岡	1			
安いホテル住まい	1	東京都	1			
不明	17	新宿	1			
総計	270		不明	149		
			総計	270		

表7 野宿場所

(中之島で生活する以前の寝場所)

中之島以前	人数	小計
神崎川	1	27
扇町	2	
大阪駅周辺	12	
梅田	12	
阪急梅田	1	
京橋	1	52
天満	2	
桜宮	1	
大阪城	44	
中之島	3	
四つ橋	1	28
心斎橋	3	
日本橋	8	
難波	7	
天王寺	10	
西成	38	66
西成センター	7	
シェルター	11	
西成簡易ホテル	9	
西成公園	1	7
東住吉区役所	1	
不明	1	
湊町河川敷	1	
公園	2	
会社の寮	2	
建設宿舎	4	
病院	1	6
毎日変換	7	
尼崎	1	
奈良	1	
名古屋	2	
東京駅	1	
広島	1	32
不明	32	
総計	231	

要望（表8） 要望について自由記述してもらったところ、やはり仕事を求め

表8 要望

要望	人数
仕事	184
特掃の仕事が多く出して	23
仕事・住居	17
生活保護	6
仕事・宿泊施設	5
炊き出しの質の向上を	5
お金	4
年金を待っている	3
その他	37
計	284

る声が圧倒的に多かった他、住居や生活保護、炊き出しへの要望が挙げられた。

調査の結果を見ると、現金収入を伴う仕事の種類が極めて限られていると言える。野宿状態のまま、野宿から脱するほどではない収入をもたらす仕事を増やすことは、「対策」とは言えないものではあるが、現状では次善の策として、仕事を求める野宿生活者の意に答えるためにも、もっと多様な現金収入の道が提示される必要がある。



中之島野営地では、野宿生活者の起業を目指して販売用の弁当作りを試みています。

釜ヶ崎支援機構行事メモ

2003年4月

- 上旬 投票行動呼びかけキャンペーン(1月～)
- 1日 大阪城仮設一時避難所でアルミ缶買取事業開始
- 22日 「高齢者が輝く西成のまちづくり計画」推進委員会

5月

- 1日 連合大阪主催のメーデー会場清掃作業実施(輪番労働者100名就労)
- 22日 5・22 緊急中央総行動と決起集会(厚生労働省と交渉)
- 26日 「高齢者が輝く西成のまちづくり計画」推進委員会
- 27日 「ビッグイシュー」創設者のジョン・バード氏来日、釜ヶ崎等を案内
- 28日 萩之茶屋駅周辺まちづくり研究会 夜間宿所運営委員会
- 29日 英国ビッグイシュー創設者ジョン・バード氏講演会
- 30日 「ビッグイシュー日本版」発刊準備報告会

6月

- 4日 釜ヶ崎支援機構第4回総会
- 7日 安全衛生研修(就労部門指導員)
- 11日 「中之島野営地アンケート」調査実施(～14日)
- 19日 厚生労働省と交渉
- 22日 ソーシャルインクルージョンの理念による住民主導のまちづくりに関する調査研究会
藤井利明氏(釜ヶ崎反失連)永眠、享年54歳
- 23日 救急講習(就労部門指導員)
- 25日 大阪市雇用施策懇話会
- 30日 大阪府人権協会の講座にて講演

7月

- 2日 西成区地域福祉研究会
- 3日 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(案)公表
- 6日 立命館大学フィールドワーク案内
- 7日 西成区高齢者サービス調整チーム委員会
「高齢者が輝く西成のまちづくり計画」推進委員会
- 8日 あいりん地区問題プロジェクト

釜ヶ崎支援機構 第 4 回総会 報告（6 月 4 日開催）

6 月 4 日夕刻、釜ヶ崎支援機構の第 4 回総会を西成市民館で開催しました。

正会員 64 名中 27 名が出席（22 名が事前に委任状を提出）、正会員の過半数の出席が確認され、総会は成立しました。議長の乾理事の進行により、全ての議案が滞りなく原案通り承認されました。

会報 17 号・18 号に基づき 2002 年度の事業報告及び会計報告を行った後で、2003 年度の事業計画及び予算案について説明を行いました。現況の事業が委託事業中心の活動に偏っており独自活動が少ないため、多少の困難はありますが、独自・自前の活動を 2003 年度に拡大したいと考えています。予算案については、2002 年度を超える補助金・寄付金収入がなければ独自事業が拡大できないため、やや過大な見込みで予算組みをしています。

また、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」成立を受け、国の基本方針・地方自治体の実施計画が策定されることとなりますが、野宿生活者にとっては多様な施策が実施されることが望ましく、当法人としても受け持つ部分が多くなると思われます。例えば、宿泊施設等を準備する必要性も見込まれています。

そして、「長期借入金」について発議し、現時点で具体的な使途の計画があるわけ

ではないですが、前述の見通しに即座に対応するためには、長期借入金の選択肢が必要である旨説明し、承認されました。会員より次のような質疑がありました。

質問 1 釜ヶ崎支援機構が出来てから 4 年経ったが、町が変わった点はあるか？ シェルターが 2003 年 9 月まで延期となり、何が変わったのかよく分からない。地元の意見を聞いて、少しでも町をよくするようにして欲しい。

回答 1 残念ながら大きく変わった点はないが、就労対策や、シェルターに依存しなくてすむ仕組み等を作っていくことで、誰にとっても住みよい町となるよう努力していきたい。

質問 2 福祉相談部門の位置付け、将来像は？

回答 2 野宿を余儀なくされながら輪番就労に来る労働者は、体調の悪い人が多く。就労に来て、昼休みに亡くなった、現場から救急車で運ばれて、病院で亡くなった人もいます。

また、稼働能力に関係なく、住居さえ確保すれば、生活保護にかかれる 65 歳以上の人も沢山います。

そういった人を、医療や福祉に結びつけるために始めた。しかし、現在では、輪番労働者だけでなく、口コミで来る人が増えてきた。中之島野営地を媒介にして相談に訪れる人も増えてきている。

福祉相談を始めて4年近くになるが、福祉にかかる相談だけではなく、生活保護にかかった後の生活相談というべきものの比重も大きくなってきている。酒との闘いの支援や、介護業者への橋渡し、買い物同伴、病院訪問などなど、人手と時間が結構取られる。

福祉部門の完全独立をめざし、今後はできるかぎり事業化を図って人員の充実と研修機会の確保に努め、質を向上させたいと考えている。

事業計画を見ると、事業報告よりもずいぶん薄っぺらなものになっています。これは、釜ヶ崎支援機構の事業のほとんどが行政からの委託事業であることの反映です。それは必要があってそうなっているのですが、独自の活動が不十分であることを示してもいます。

野宿生活者の選択肢を多様にするためにも、独自の活動を拡大していく必要があります。

例えば、野宿生活者に自転車修理等の技能講習を実施している「野宿生活者能力活用推進事業」でも、成果が問われる時期であり、単に「講習」にとどまらず「事業」へ繋げなければなりません。緊急施策としての公的就労に加え、委託事

業のみでなく、独自の支援事業を作り出していきたいと考えています。

福祉部門では、生活保護や施設入所・入院までの待機場所としての宿泊所機能、単独での居宅生活にまだなじめない人たちのためのグループホーム的なアパートも必要であると考えています。

資金の問題もありますが、長期借入金が総会で認められたこともあり、慎重に計画を立てながら、取り組みを始めたいと思います。

それらの計画については、折に触れて、会報などで報告していきます。

今年度は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を受けての国の基本方針や地方公共団体の実施計画なども定まり、野宿生活者の「自立」に向けた多様な選択肢を準備し、試行する動きが加速するものと期待されます。

釜ヶ崎支援機構は、就労機会の提供拡大を基本としながらも、他の選択肢についても積極的に取り組んでいきます。

2003年度第2回会員の集い
8月17日(日)午後2時より
NPO事務所2階で行います。

特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 会報 19号 2003年7月10日

〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋1-5-4

電話 06(6630)6060 FAX06(6630)9777

会費・寄付の振込口座:郵便振替:00900-1-147702 釜ヶ崎支援機構

福祉部門への振込口座:UFJ銀行萩之茶屋支店(普)1114951 釜ヶ崎支援機構